

高知県農福連携認証取得支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県農福連携認証取得支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的及び補助対象事業）

第2条 県は、ノウフクJAS（障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物の日本農林規格（平成31年3月29日農林水産省告示第594号））の認証取得及び販路拡大を支援し、もって就労継続支援事業所の工賃向上と農福連携の取組の更なる推進を図るため、就労継続支援事業所及び農林水産業者（農林水産業者で組織された団体含む）並びに食品加工業者、小分業者（以下「補助事業者」という。）がノウフクJAS認証の新規取得又は更新（ノウフクJAS認証の技術的基準に関する適合の調査（日本農林規格等に関する法律施行規則（令和4年財務省・農林水産省令第3号第48条第1項第1号ニ（9））））、販路拡大を目的とした商談会等への参加に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象経費等）

第3条 前条に規定する補助事業者、補助対象経費、補助率及び補助限度額等については、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算定された補助金額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に係る書類を添えて知事に提出しなければならない。

（補助の条件）

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 補助事業の内容の変更又は補助金額の増額若しくは20パーセントを超える減額が生じる場合は、事前に別記第2号様式による補助金変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- （2） 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による補助金交付中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならないこと。
- （3） 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

- (4) 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行わなければならないこと。
- (5) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年4月策定）に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産は、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (8) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (9) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (10) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当する者を契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (11) 県税の滞納がないこと。
- (12) 補助事業終了後3回は継続して更新するよう努めること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行上知事が必要であると認めた事項

（補助金の交付の決定）

- 第6条 知事は、第4条の規定により補助事業者から補助金交付申請書の提出があり、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、当該交付の決定の内容及びこれに条件を付した場合は当該条件を当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。
- 2 知事は、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(遂行状況の報告)

第7条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告等)

第8条 補助事業者は、別記第4号様式による事業実績報告書に関係書類を添えて、補助事業の完了の日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は令和8年4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第5条第9号ただし書の規定により補助金交付申請書を提出した場合は、前項の事業実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第5条第9号ただし書の規定により補助金交付申請書を提出した場合は、第1項の事業実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第5号様式による消費税仕入控除税額等報告書により知事に報告するとともに、返還の必要が生じた場合には、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の規定による実績報告の内容が交付申請の内容及び交付決定時に付した条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を決定する。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第10条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。

(1) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。

(2) 補助事業者又は補助事業の契約の相手方が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(情報の開示)

第11条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）の規定に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(帳簿書類の備付け)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、当該収入及び支出についての証拠書類とともに補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第6号から第8号まで、第8条第3項及び第10条から第12条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助事業者	事業内容	補助対象経費	補助率	補助限度額
補助金交付申請を行った月において利用者に対して現に障害福祉サービスを提供している県内の就労継続支援A型事業所及び就労継続支援B型事業所 県内の農林水産業者（農林水産業者で組織された団体を含む。） 県内に施設を有する加工食品製造者及び小分け業者	ノウフクJAS認証の新規取得 ※加工食品製造や小分けの場合は、県内の就労継続支援事業所等が生産行程に関わった食品に限る。	ノウフクJAS認証の新規取得の登録に要した経費 認証手数料及び実地検査交通費 ノウフクJAS講習会の受講料（受講必須の講習会に限る。） ただし、次に掲げる経費は補助の対象外とする。 ノウフクJASマークの表示に係る費用（シール等の購入費）	補助対象経費の3分の2以内	1 認証当たり 15万円
	ノウフクJAS認証の技術的基準に関する適合の検査（新規取得後2回目まで） ※加工食品製造や小分けの場合は、県内の就労継続支援事業所等が生産行程に関わった食品に限る。	ノウフクJAS認証の更新に要した経費 監査手数料及び確認検査交通費 ノウフクJAS講習会の受講料（受講必須の講習会に限る。） ただし、次に掲げる経費は補助の対象外とする。 ノウフクJASマークの表示に係る費用（シール等の購入費）		1 認証当たり 10万円
	ノウフクJAS認証取得商品の販路拡大を目的とした商談会等への出展 ※商談会等への出展は通算3回までを対象とする（同一の商談会で複数回申請は不可）。	ノウフクJAS認証を取得した商品の販路拡大を目的とした商談会等への出展に要した経費 出展料、旅費、運搬費、装飾費、什器等の借上げ費 販促物の制作費、販売促進員に要する経費		1 事業所当たり 10万円

※ 令和8年3月31日までに、認証取得・更新、商談会等への出展等を行い、必要経費の支払いが完了しているものが補助対象となります。

別表第2（第5条、第6条、第10条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。